

お取引の各種取引規定等変更のお知らせ

当金庫では、平成19年6月の政府指針「反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、当座勘定規定・普通預金規定・貸金庫等の各種規定に暴力団排除条項を記載しております。

今般、各種取引規定等の「暴力団排除条項」を実態に即してより明確化するため、以下の規定につきまして暴力団排除条項の内容を変更するとともに、今まで定めていなかったお取引の規定につきましても追加することといたしました。

当金庫と初めて預金等のお取引をされる場合や、既にお取引のあるお客さまが、普通預金等をお申込みする場合は、「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意」を頂くこととしております。本表明・確約をいただけない場合には、お取引をお断りさせていただきます。

当金庫では、今後も反社会的勢力との取引防止・関係遮断に努めて参りますので、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

【規定改定日】

平成24年12月25日より

※改定日以前にお取引いただいたお客さまにも、改定後の規定を適用させていただきます。

【対象取引規定】

規定の変更	当座勘定規定、普通預金（普通預金（無利息型）を含む）規定・総合口座取引規定、貸金庫規定
規定の追加	各種定期預金規定、定期積金（スーパー積金）規定、貯蓄預金規定、各種財産形成預金規定、通知預金規定、納税準備預金規定、積立定期預金取引規定

【預金規定等の新たな暴力団排除条項】

次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - ア. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - イ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - エ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - オ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - ア. 暴力的な要求行為
 - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損しまたは当金庫の業務を妨害する行為
 - オ. その他アからエに準ずる行為

この取扱いに関しましてご不明な点がございましたら、お近くの営業店窓口までお問い合わせください。

平成 24 年 12 月